

# 火災予防条例

(蓄電池設備)

**第22条** 蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床土又は台上に設けなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第17条第4号並びに第19条第1項第1号、第3号から第8号まで及び第11号の規定を準用する。
- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式ものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。
- 4 第1項及び前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第17条第4号、第19条第1項第4号、第7号、第8号及び第11号並びに第20条第1項第4号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

**第31条** 火を使用する設備又は使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 熱風炉
- (2) 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉
- (3) 前号に掲げるもののほか、据付け面積2平方メートル以上の炉(個人の住居に設けるものを除く。)
- (4) 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備
- (5) 入力70キロワット以上の温風暖房機(風道を使用しないものにあつては、劇場等、キャバレー等及びディスコ等に設けるものに限る。)
- (6) ボイラー又は入力70キロワット以上の給湯湯沸設備(個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第1条第3号に定めるものを除く。)
- (7) 乾燥設備(個人の住居に設けるものを除く。)
- (8) サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)
- (9) 燃料電池発電設備(第13条第2項及び第4項に規定するものを除く。)
- (10) 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機

- (11) 火花を生ずる設備
- (12) 放電加工機
- (13) 高圧又は特別高圧の変電設備(全出力50キロワット以下のものを除く。)
- (14) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のものを除く。)
- (15) 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定しているもの(第21条第4項に規定するものを除く。)
- (16) 蓄電池設備(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)
- (17) 設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備
- (18) 水素ガスを充填する気球

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び改正後の第22条第1項に規定する蓄電池設備(附則第4項に規定するものを除く。)のうち、改正後の第19条第1項第4号(改正後の第13条第1項及び第3項、第19条第3項、第21条第2項及び第3項並びに第22条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の第22条第1項に規定する蓄電池設備(次項に規定するものを除く。)のうち、同項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 改正後の第22条第1項に規定する蓄電池設備(改正前の火災予防条例第22条第1項に規定する蓄電池設備に該当するものを除く。)のうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。